

第1回「自動車整備技術の高度化検討会」

J-OBD II を活用した点検整備に係る情報の取扱指針
国内自動車メーカーの対応状況

平成 23 年 8 月 2 日

一般社団法人 日本自動車工業会・サービス部会

1. 取扱指針の概要と国内自動車メーカー(乗用 8 社)の申請状況

J-OBD II を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の概要 別紙

背景

- ◇ 自動車の安全・環境性能向上に伴い、電子制御による新技術の利用が拡大
- ◇ こうした新車時の優れた性能を使用過程時においても適切に維持できるよう、J-OBD II を活用した点検整備情報等の提供方法を定め、自動車の環境保全等を図る必要がある。

第1条【目的】 第2条【定義】

第3条【対象自動車】
OJ-OBD II を義務付けられた自動車（ガソリン又はLPGを燃料とする乗車定員10人以下又は車両総重量3t以下の自動車等）

第4条【点検整備情報等の提供】
○自動車製作者等は、次の情報を提供すること。
・整備要領書等
・全ての故障コードに関する情報
・リプログラミングの実施に関する情報
○提供は、特定の車に対して不適当な差別的取扱をするものでなく、有償の場合は適正な価格で行われること。（第5条、第6条について同じ。）

第5条【外部故障診断装置開発情報の提供】
○自動車製作者等は、次の情報を提供すること。
・故障コード、エンジン関連現在情報出力機能等を表示させるための情報
・リプログラミングの実施に関する情報（※専用スキャンツール提供のときは行わなくてよい。）

第6条【専用外部故障診断装置の提供】
○自動車製作者等は、以下の機能を有する専用外部故障診断装置を提供できる。
・リプログラミングを実施する機能
・制振装置の調整を可能とする機能等のうち特別の注意を必要とするもの
○専用外部故障診断装置の提供には、自動車の整備に関する技術的能力等を要件とできる。

整備要領書等の例

外部故障診断装置（スキャンツール）の例

専用外部故障診断装置（専用スキャンツール）の例（各社で異なる）

モジュール **パソコン（指定）**

第7条【国土交通大臣の確認等】
○自動車製作者等は、第4条から第6条について指針に適合しているか任意に確認を求められることができる。
○国土交通大臣は、指針に適合している場合は公表を行う。（変更、取り消しがあった場合も公表する。）
○国土交通大臣は、この指針に適合するよう指導及び勧告を行うことができる。

附則【施行期日等】
○第4条関係は平成23年4月1日、第5条関係は平成24年4月1日、第6条関係は平成25年4月1日より適用。（輸入車はそれぞれ2年後に適用。）

国内自動車メーカー(乗用 8 社)では、平成 23 年 4 月 1 日より施行された情報取扱指針「第 4 条（点検整備情報の提供）」の国土交通大臣申請について、平成 22 年 9 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日までに製造・販売された該当車両において、6 月初旬に申請を行なった。

申請にあたっては、各社毎に申請書の提出を行い、合計 176 車種に及んだ。（表 1）

今後の第 4 条関係の申請は、該当する新たな型式の車両を発売したメーカーについて、四半期毎に自工会で取り纏めて提出していくこととし、平成 23 年度の第一四半期分として、7 月 27 日（水）に該当 3 メーカーの申請書を提出した。

（表 1：五十音順）

メーカー名	車種数
スズキ	15
ダイハツ	14
トヨタ	61
日産	26
富士重工	12
ホンダ	22
マツダ	11
三菱	15
合計	176

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

English | 用語集 | サイトマップ | 文字の大きさ | 拡大・縮小 | サイト検索

ホームに帰る | 国土交通省について | 計画・仕事 | 報道・広報 | 総務・事務 | 個人情報 | 検索

ホーム > 政策・計画 > 自動車 > J-OBD II を活用した点検整備に係る情報の取扱指針

J-OBD II を活用した点検整備に係る情報の取扱指針

< 確認を行った自動車の一覧 >
※ 情報の開示の日が空欄の場合は、確認が行っていないことを表します。

提供方法及び問い合わせ先はこちら

- スズキ
- ダイハツ
- トヨタ
- ニッサン
- スバル
- ホンダ
- マツダ
- 三菱

申請内容は、国土交通省 自動車局 整備課にて、第七条（国土交通大臣の確認等）に基づいて確認された後に、同第 4 項の規定に基づき、各社毎にホームページに公表された。（図 1）

2. 第5条関係（外部故障診断装置開発情報の提供）への対応

平成22年度の「汎用スキャンツール普及検討会」より提案された「標準仕様」（図2）について、乗用自動車メーカー毎のエミッション系統に係る具体的な「作業サポート機能」等の選定作業を、本年度6月より着手。

平成24年4月1日の施行に備えて、本検討会のアンケート調査結果を踏まえながら、スキャンツール開発に必要な情報に、新たに標準機能の仕様を追加していく方針。

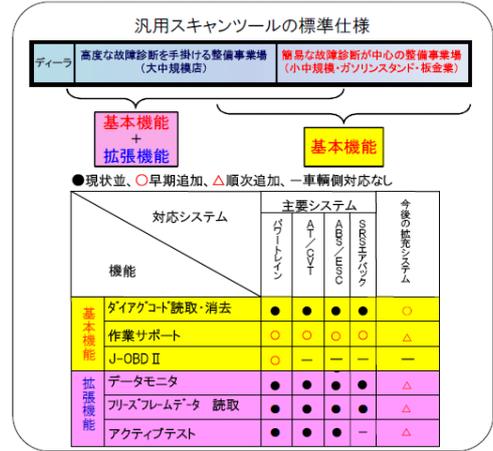


図2

3. 第6条関係（専用外部故障診断装置の提供）への対応

各社のメーカー専用外部故障診断装置の提供（販売、リース等）については、提供後のソフトのアップデート等のサポートが必要となり、メーカー毎にその対応方法が異なってくることから、自工会としての運用ルールやガイドラインは策定せず、平成25年4月1日の施行に向けて、各社個別に提供方法を講ずる予定。

以上